

平成16年版

環境白書

The Environment of Shimane



島根県

平成17年3月

発行・編集

島根県環境生活部環境政策課

〒690-8501 松江市殿町1番地 TEL (0852) 22-5111 (代表)



古紙配合率100%再生紙を使用しています。

環 境 白 書

平 成 16 年 版

島 根 県

発刊に当たって



本県は、中国山地を背に、日本海を望む緑の山々や清らかな水、出雲・石見・隠岐それぞれに特色ある豊かな自然に恵まれています。この豊かな自然とともに、私たちは地域に根ざした文化や産業を育んできました。

これらの素晴らしい環境を守り育て、次の世代に引き継いでいくことが、この地で生活する私たちの責務であると同時に、私たち全ての願いです。

しかしながら、今日の環境問題は、私たちの身のまわりでおきる都市・生活型の環境問題に加え、地球温暖化等の地球規模の環境問題など、複雑多様化しています。

これらの問題を解決するためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に象徴される現在の経済社会のしくみや私たちの暮らしのあり方を見直し、持続的発展が可能な社会への転換を図っていく必要があります。

このような中で、私は平成15年7月に宍道湖・中海の豊かな自然を後世に伝えるべき貴重な財産として、国際的に重要な湿地を保全することを目的とするラムサール条約への登録を目指す方針を表明しました。地域における環境保全に関する取り組みをより一層活性化させるきっかけになることを願っています。

本書は、平成15年度の本県における環境の現状と保全施策を中心に取りまとめたものです。本書が県民の皆様幅広く活用され、環境問題への理解を一層深めていただき、「豊かな環境を守り、はぐくみ、持続的に発展する島根」の実現に向けた具体的な行動につながることを願っています。

平成17年3月

島根県知事

澄田信義

目 次

グラビア トピック

宍道湖・中海のラムサール条約登録に向けて	1
「改訂しまねレッドデータブック」の発行	3

第1部 総説

第1章 環境の概況	5
第1節 生活環境の概況	5
1 大気環境	5
2 水環境	5
3 土壌環境	6
4 騒音・振動・悪臭	6
5 廃棄物	6
第2節 自然環境の概況	8
1 気候	8
2 地形	8
3 地質	9
4 植生概況	9
5 哺乳類の概要	10
6 両生類・は虫類の概要	10
7 汽水・淡水魚類の概要	10
8 昆虫の概要	11
第2章 環境行政の動向と課題	12
第1節 生活環境をめぐる動向と課題	12
1 国の動向	12
2 県の動向	14

第2節 自然環境をめぐる動向と課題	18
第3節 地球環境をめぐる動向と課題	20

第2部 環境の現況と保全に関して講じた施策

第1章 環境への負荷の少ない循環型社会の構築	23
第1節 大気環境の保全	23
1 大気汚染の現況	23
第2節 水環境の保全	31
1 水質汚濁の現況	31
2 水質汚濁の防止対策	63
3 湖沼の水質保全対策	71
4 水質関係諸調査	75
第3節 土壌環境の保全	82
1 市街地の土壌汚染対策	82
2 農用地の土壌汚染対策	82
3 休廃止鉱山鉱害防止対策	82
第4節 騒音・振動・悪臭対策	86
1 騒音・振動の現況	86
2 騒音・振動の防止対策	89
3 悪臭の現況	99
4 悪臭の防止対策	100
第5節 化学物質の環境リスク対策	102
1 化学物質対策の現況	102
2 化学物質による汚染状況	102
第6節 資源の循環利用及び廃棄物の減量	113
1 一般廃棄物対策	113
2 産業廃棄物対策	118
3 畜産に係る環境汚染の現況	121
4 家畜ふん尿処理対策	121
第7節 原子力発電所周辺環境安全対策の推進	126

1	原子力発電所の現況	126
2	環境放射線の監視	127
3	鳥根県原子力発電所周辺環境安全対策協議会	128
4	原子力広報	129
5	原子力防災	129
第2章 人と自然との共生の確保		133
第1節	自然とのふれあいの推進	133
1	優れた自然の保全	133
2	自然公園の保護と利用	134
3	自然とのふれあいの確保	140
第2節	生物の多様性の確保	145
1	レッドデータ生物の保護対策	145
2	野生鳥獣の保護管理対策	145
3	自然環境の情報整備	148
第3節	森林・農地・漁場の保全と活用	149
1	森林・農地・漁場の保全	149
2	森林・農地・漁場における地域資源の多面的活用	154
第4節	快適な生活空間の形成	157
1	良好な景観形成の推進	157
2	緑化の推進	157
3	都市公園の緑化	160
4	多自然型川づくりの推進	162
5	水道の整備	162
第3章 地球環境保全の積極的推進		164
第1節	地球温暖化の防止	164
1	国内外の動き	164
2	県における地球温暖化対策	164
3	環境にやさしい率先実行計画の取組	166

4	グリーン購入の推進	167
5	地域新エネルギーの導入促進	171
第2節	オゾン層の保護・酸性雨対策の推進	173
1	フロン対策の推進	173
2	酸性雨調査	173
第3節	国際的取組の推進	176
1	環日本海地球環境行動ネットワーク事業の推進	176
第4章	環境保全に向けての参加の推進	177
第1節	環境保全思想の普及・啓発	177
1	環境教育	177
2	こどもエコクラブ事業	179
3	環境学習プログラムの作成	180
第2節	各主体の環境保全活動の促進	181
1	普及啓発事業	181
2	研修会の開催	182
3	環境マネジメントシステムの普及・啓発	182
4	環境白書の発行	182
第3節	参加と連携による地域環境づくりの促進	183
〔(財)島根ふれあい環境財団21〕		183
1	交流・連携事業	183
2	情報収集・提供事業	183
3	活動支援・助成事業	183
4	普及・啓発事業	184
5	調査・研究事業	185
6	地球温暖化対策事業（島根県地球温暖化防止活動推進センター事業）	185
第5章	共通的・基盤的な施策の推進	187
第1節	環境に配慮した施策手法の推進	187
1	環境影響評価制度の概要	187

2	環境影響評価の実施状況	187
3	土地利用対策	188
第2節	公害防止と公害防止体制の整備	190
1	公害防止協定	190
2	公害紛争・苦情の処理	190
3	公害防止管理者制度	198
第3節	環境マネジメントシステムの運用	199
第4節	経済的措置	206
	環境保全施設の設置等に対する助成	206

資料編

I	調査結果	207
1	大気汚染有害物質関係調査結果	207
2	海水浴場遊泳適否調査結果	210
3	環境騒音調査結果	218
4	湖沼関係調査結果等	220
5	自動車騒音調査結果	224
6	道路交通振動調査結果	225
7	航空機騒音調査結果	226
8	悪臭調査結果	230
II	参考資料	231
1	環境年表	231
2	県内自動車保有台数	243
3	県内クリーンエネルギー自動車台数	243
4	環境保全に関する調査結果	244
5	公害防止協定等締結状況	245
6	“みんなで守る郷土の自然”選定地域	253
7	保全すべき特定植物群落	257
8	保全すべき地形・地質	262

9	“みんなで作る身近な自然観察路” 選定地域	272
10	「改訂しまねレッドデータブック」の分類群及び評価区分別の掲載種類	275
11	島根の名水	276
12	島根県環境影響評価条例に基づく環境影響評価の手続の流れ	278
13	水質環境基準	280
14	水質汚濁に係る排水基準の概要	285
15	県環境行政関係課（平成15年度）	291
16	環境行政組織の変遷	292
17	審議会等委員名簿	297
18	平成15年度事業費の概要	302
	あとがき	305

トピックス

宍道湖・中海のラムサール条約登録に向けて

知事は平成15年7月23日の定例記者会見で、宍道湖・中海を後世に伝えるべき貴重な財産であるとして、国際的に重要な湿地を保全することを目的とする、ラムサール条約への登録を目指す方針を表明した。

両湖の貴重な自然環境や生態系を世界的レベルで位置付け、官民挙げた環境保全活動に弾みを付けたいとし、平成17年にアフリカ・ウガンダで開催される第9回条約締約国会議での条約登録を目標に、環境省や鳥取県、地元関係自治体などと協議していくこととした。

それを受け8月には、農林水産部次長を議長とした関係部局の課長クラスで構成する「ラムサール条約登録対策関係課長会議」を設置し、登録における諸課題について協議するなど、登録に向けての取り組みを始めた。

ラムサール条約とは

【正式名称】 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約

1971年に、イランのラムサールという都市で開催された「水鳥と湿地に関する国際会議」でこの条約が採択されたため、都市の名にちなんで、通常「ラムサール条約」と呼ばれています。日本は1980年に加盟。

【目的】

湿地では貝や魚、鳥、獣、植物など、さまざまな生物が生息しています。また漁業など人間の生活にも恩恵をもたらしています。

一方で湿地は、工業排水や家庭排水などによる汚染や、開発による影響を受けやすいところでもあります。

人間や多くの生物にとって欠かすことのできない生息環境でありながら、容易に汚染や消滅してしまう湿地を、国際的に協力して保全し、次世代に伝えていくことを目的として、ラムサール条約はつくられました。

【登録条件】

日本では国が示す3つの条件を満たしていることが必要です。

- ①ラムサール条約で示されている*1湿地の基準を満たしていること
- ②国が指定している*2鳥獣保護区特別保護地区に指定されていること
- ③地元自治体から条約登録への*3同意が得られていること

【ラムサール条約登録湿地指定に向けた流れ】

【条約登録の手順：国の事務】

湿地の国際的重要性の評価
評価：環境省



国内法による湿地保全の担保

環境省より関係都道府県及び市
村に対する登録についての公文
による意見照会



関係都道府県及び市町村からの同
意書の提出* 3



官 報 告 示



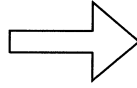
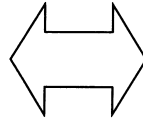
外務省から条約事務局への申請



条約事務局において登録簿に登載
(ラムサール条約締約国会議開催
時)

締約国会議附属書の湿地の基準* 1

- ・湿地自体の基準
- ・水鳥に関する基準
- ・動植物に関する基準



国指定鳥獣保護区特別保護地区に指定* 2

「改訂しまねレッドデータブック」の発行

1. 改訂の経緯

本県では、平成8年度に全国に先駆け、県内の絶滅のおそれのある動植物の保護対策を展開していくための基礎資料として「しまねレッドデータブックー島根県の保護上重要な野生動植物ー」を発行したが、その後5年を経過し、新たな情報が蓄積されたことや、野生動植物の生息生育実態に変化が見られ、再評価の必要が生じた。そこで、平成13年度に16名からなる「しまねレッドデータブック改訂委員会」（座長：岡村一郎氏）を設置して改訂作業に着手。平成16年3月に「改訂しまねレッドデータブックー島根県の絶滅のおそれのある野生動植物ー」を発行した。

2. 主な改訂内容

(1) 評価区分（カテゴリー区分）の見直し

掲載種のおかれている状況を国や他の都道府県と比較するためにも、環境省のカテゴリー区分と要件に準じたものを用いることが望ましく、県独自に保護の緊急性を判断した従来の3区分（緊急保護種・要保護種・要注意種）を見直し、絶滅の段階評価による5区分（絶滅・野生絶滅・絶滅危惧Ⅰ類及びⅡ類・準絶滅危惧・情報不足）とした。

(2) 分類群の見直し

多様な生態系・動植物の保全の観点から、基礎的情報が得られている種については、できる限り掲載することとし、従来は哺乳類、鳥類、昆虫類、維管束植物等の10分類としていた分類群に、甲殻類、クモ類、サンゴ類等8分類の追加を行って計18分類とした。

(3) 掲載種

動物475種、植物361種の合計836種が選定された。絶滅危惧（Ⅰ類及びⅡ類）は動植物合わせて349種であり、全体の約4割を占めている。

前回のしまねレッドデータブックと比較すると、動物284種、植物237種の合計521種の増加となる。これは、前回のしまねレッドデータブックが保護対策の必要性という観点から選定しているのに対し、今回の改訂では絶滅のおそれの度合いから選定するというカテゴリーの見直しによる増加や、絶滅・野生絶滅、情報不足といったカテゴリー区分の追加、さらには新たに対象とした分類群による増加などが主な要因である。

3. レッドデータブックの活用

(1) 県民への島根の自然環境情報として紹介（ホームページでも紹介する）等の普及啓発に活用

(2) 開発事業等における環境への影響評価、貴重な野生生物の具体的保護対策を検討する上での基礎資料としての活用

(3) 絶滅のおそれのある野生動植物保護対策の基礎資料として活用

ア. 重点対策種を定め、引き続き生息生育状況を調査し、具体的保護対策に取り組む

ex. ルーミスシジミ、オニバス、オオヒョウタンゴミムシ

イ. 生息生育環境の再生を図る

ex. ウスイロヒョウモンモドキ、デンジソウ

ウ. バイオ技術確立と種子増殖を行い、自生地への移植を図るといった、保護増殖のための試験研究の推進

ex. オキナグサ、ミスミンソウ、イワギリソウ

エ. 身近で貴重な動植物の生息場所で、住民自らが保護活動を行う地域を、県が「みんなで守る郷土の自然地域」として選定

(4) 学校や研修施設、自然保護団体等へ情報提供を行い、環境学習での活用

■掲載種数一覧

分類群	絶滅 野生絶滅	絶滅危惧		小計	準絶滅危惧	情報不足	合計	
		絶滅危惧 I類	絶滅危惧 II類					
動物	哺乳類	4	1	2	3	9	4	20
	鳥類	1	9	17	26	26	22	75
	両生類			3	3	6		9
	爬虫類				0	4		4
	汽水・淡水魚類	1	3	9	12	6	3	22
	昆虫類		32	33	65	102	119	286
	クモ類		1		1	2	9	12
	甲殻類			1	1		6	7
	陸・淡水産貝類		4	8	12	18	4	34
	サンゴ類				0	3		3
	淡水海綿類				0	2	1	3
動物小計	6	50	73	123	178	168	475	
植物	維管束植物	3	82	125	207	111	18	339
	蘚苔類		4	1	5	3		8
	藻類			1	1			1
	地衣類		5	1	6			6
	菌類		5	2	7			7
植物小計	3	96	130	226	114	18	361	
合計	9	146	203	349	292	186	836	

【参考】前回のしまねレッドデータブック（平成9年3月発行）の掲載種数

分類群	緊急保護	要保護	要注意	合計	
動物	哺乳類	3	1	9	13
	鳥類	4	8	25	37
	両生類・爬虫類		4	3	7
	汽水・淡水魚類		8	7	15
	昆虫類	3	25	60	88
	陸・淡水産貝類		14	17	31
動物小計	10	60	121	191	
植物（維管束植物）	6	42	76	124	
合計	16	102	197	315	